

## 国民的合意のないままに安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書

今年、第二次世界大戦終結から70年の節目の年です。戦争当時の過酷な経験をされた方々が高齢化する中で、改めて平和の尊さを受け継ぐ必要が高まっています。そうした中であって、安倍政権は集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を具体化する新しい安全保障法制整備を進めています。

5月11日に与党合意されたのは、恒久法「国際平和支援法案」のほか、「重要影響事態法案」への改変や「武力攻撃事態法改正案」「国連平和維持活動協力法改正案」など、計10本の改正一括法案からなり、これらが成立すれば、日本が攻撃されていなくても掃討作戦に参戦する道が開かれ、また他国軍への弾薬提供も可能となります。これまで歴代政府が踏襲してきた安全保障体制を180度変えようとするものです。国民の多くは、なぜ自衛隊の海外派遣を恒常的に可能とすることが必要なのか、なぜ自衛のための武器の使用が海外で必要なのか、大きな疑問を感じています。

安倍総理は先月末の米国議会での演説において、一連の安保法制をこの夏までに国会で成立させると明言しました。国民も国会もその内容を全く知らされない中での発言であり、国民軽視、国会軽視と言わざるを得ず、極めて大きな問題です。

そもそも、立憲主義の日本において、憲法に定められた国のありようを根本から変えようとするのであれば、憲法改正の手続きを経なければならないことは自明です。

戦後70年の節目に当たり、これまで日本国民が守ってきた平和を脅かすことがあってはなりません。

よって当町議会は、国に対して、国民的合意のないままに、安全保障法制の見直しを行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年 月 日

内閣総理大臣 殿  
防衛大臣 殿

福岡県芦屋町議会